

本マニファクチャリングオペレーション管理補足条項 (以下「**本 MOM 条項**」という。) は、オーダーに「MOM」の英数字コードが指定された提供物及び製品 (以下「**MOM 提供物**」という。) のみに関する、お客様と SISW の間のユニバーサルカスタマー契約 (以下「**UCA**」という。) 又はエンドユーザーライセンス契約 (以下「**EULA**」という。) を修正するものです。本 MOM 条項は、適用する UCA 又は EULA 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約 (以下「**本契約**」という。) を形成するものです。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 MOM 条項に適用されます。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内で MOM ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員又は権限を有する代理人を意味します。1 国以上の対象地域に対して付与されたライセンスの場合は、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も含まれます。

「**クレジット**」とは、MOM ソフトウェアの一部である特定の Simatic IT ソフトウェアで、異なる構成 (同時ユーザーライセンスの場合は指定された数のユーザー、指定された数の「機器」等の構成要素、又は製品別ライセンスの場合は一定数のクライアント等) を使用可能にするために SISW から購入することができる追加ライセンス権を指します。

「**お客様の子会社**」とは、お客様により支配される会社のことを意味します。本定義との関係において「**支配**」とは、関連会社の株式のうち、議決権のある株式の 50% 超を直接又は間接的に所有していることを意味します。両当事者が、MOM 提供物を使用できる事業者 (お客様を除く) について異なる条件に合意している場合、「お客様の子会社」とは、その条件で規定された事業体を意味するものとします。

「**機器**」とは、MOM ソフトウェア製品内部で構成され、MOM ソフトウェア製品と自動的にデータ交換を行う何らかの物理媒体を意味します。

「**MOM ソフトウェア**」とは、MOM 提供物に含まれるソフトウェアを意味します。

「**多重化**」とは、接続のプール、情報のルート変更又は MOM ソフトウェアに直接アクセス又は使用するユーザー数の削減 (「**プーリング**」とも呼ばれます。) を目的とする、ハードウェア又はソフトウェアの使用を意味します。

「**サイト**」又は「**場所**」とは、該当する場合、オーダーに指定されたお客様の場所を意味します。お客様は複数の使用場所を持つことができ、それぞれの使用場所には、MOM ソフトウェアの特定の数のライセンスが関連付けられます。各ライセンスは、お客様によるライセンスに関連付けられた使用場所のための使用に限定されます。本契約にこれと矛盾する規定があっても、お客様は、SISW の書面による事前の承諾を得ることなく、MOM ソフトウェアライセンスを別の使用場所に移転することはできません。

「**対象地域**」とは、お客様による MOM ソフトウェアのインストール及び使用が許諾されている、オーダーに指定されたサイト又は地理的な場所を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、対象地域は、オーダーに記載されているお客様の事業所が存在する国が対象地域になります。

「**ユーザー**」とは、お客様の従業員、お客様のコンサルタント、エージェント及び請負業者 (SISW の競合他社を除く) の従業員を意味します。但し、当該コンサルタント、エージェント又は請負業者は、本ソフトウェアの使用に関する制限、並びに秘密保持及び非開示の義務に関して、本契約の厳格さを下回らない条件に書面で同意する必要があります。「ユーザー」という用語には、MOM ソフトウェアに接続されている機器も含まれます。これには、Web ベースのユーザーインターフェース、ブラウザ接続、店頭端末 (PC)、1 台の PC を通じて多重化された店頭機器 (RF 機器を含む)、データ収集端末、モバイル機器、Windows CE 端末、及び特定の使用場所にインストールされている MOM ソフトウェアとの間のインターフェース接続が含まれますが、これらに限定されません。

2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンス及び使用タイプは、MOM ソフトウェアに関して提供されます。オーダーに記載された、特定の MOM ソフトウェアに関する追加ライセンス及び使用タイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の仕様により使用許諾されている SISW ソフトウェアについては、個別のインストールを維持する必要があります。

- 2.1 「**アクティブユーザー**」ライセンス又は「**アクティブ**」ライセンスとは、MOM ソフトウェアへのアクセスが、本契約に基づき、特定の場所における使用権が正しく取得されたユーザー数に制限されているライセンスを意味します。多重化によってアクティブユーザーライセンスの数が減ることはありません。多重化装置にログインした個人又は接続された装置は、それぞれ 1 つのアクティブユーザーライセンスとしてカウントされます。MOM ソフトウェアのアクティブユーザーライセンスに関しては、「対象地域」及び「正規ユーザー」の制限は適用されません。

- 2.2 「**バックアップ**」ライセンスとは、お客様のバックアップインストール環境又はフェイルセーフインストール環境の冗長性をサポートする目的でのみ提供されるライセンスを意味します。

- 2.3 「クレジット」 MOMソフトウェアの一部の製品の使用範囲は、一般的に、取得されたクレジットの数によって定義されます。お客様は、取得したクレジットの数に応じて、Simatic ITソフトウェアを使用することができます。
- 2.4 「フローティング」ライセンス又は「同時ユーザー」ライセンスとは、MOMソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーごとに取得されたMOMソフトウェアライセンスの正規ユーザー数に制限されることを意味します。
- 2.5 「指名ユーザー」ライセンスとは、MOMソフトウェアへのアクセスが、ユーザー名で識別可能な1人の正規ユーザーのみに制限されるライセンスを意味します。複数のユーザーが指名ユーザーライセンスを使用することはできません。お客様は、暦月に1回を上限として、指名ユーザーライセンスを再割り当てすることができます。
- 2.6 「ノードロック」ライセンスとは、MOMソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されるライセンスを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれる場合があります。ハードウェアのロック装置又は dongle は、新規ライセンスファイルを発行することなく、対象地域内で他のワークステーションに自由に移送することができます。
- 2.7 「製品別」ライセンスとは、MOMソフトウェアの使用が、MOMソフトウェアと1対1でインターフェース接続されるSISW製品又はサードパーティ製品の数に制限されることを意味します。
- 2.8 「サーバー別」ライセンスとは、MOMソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスに制限されることを意味します。
- 2.9 「永久」ライセンス又は「延長」ライセンスとは、有効期限が設定されていないソフトウェアライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守サービスが含まれません。
- 2.10 「レンタル」ライセンスとは、オーダーに指定される1年未満の期間限定ライセンスを意味します。レンタルライセンス用の保守サービスは、レンタルライセンスの料金に含まれます。
- 2.11 「サブスクリプション」ライセンスとは、オーダーに指定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISWは、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
- 2.12 「テスト/QA」ライセンスとは、継続的なインストール環境のカスタマイズ、サポート、テストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。
3. **ホスト識別子、第三者によるホスティング** お客様は、ライセンス管理の対象となるソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報をSISWに提供するものとします。SISWは、各オーダーで付与されたライセンスの範囲に従って、ソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISWの事前の書面による承諾がある場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託できます。SISWは、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。
4. **その他の規定** お客様は、お客様の社内業務目的に限り使用許諾されたソフトウェアの一部として、ドキュメンテーションで公開され、特定されるアプリケーション・プログラミング・インターフェース(以下「API」という。)を使用することができます。お客様は、本ソフトウェアを不正使用目的でAPIを使用することはできません。お客様は、本MOMソフトウェアと併用する目的に限り、一定の公開APIを使用するためのライセンスを別途購入して、ソフトウェアを開発することができます。お客様がAPIを使用して開発したソフトウェアを再販することは禁じられています。但し、以下の場合を除きます。(a)お客様がSISWのソリューション・パートナー・プログラムのメンバーとしてこれを行うことを個別に許可された場合、(b)お客様が、少なくとも本契約と同等の保護を提供する条件に基づき、お客様の内部使用及び再販の目的でソフトウェアを開発するために使用できるAPIが含まれたPreactorソフトウェアライセンスを購入した場合。お客様は本MOMソフトウェアをその他の方法で修正、改変又は結合することはできません。SISWは、お客様がAPIを使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開のAPIを使用することは禁じられています。
5. **MOMソフトウェアの保守サービス** MOMソフトウェアの保守サービス、拡張サービス及び技術サポートサービス(以下「保守サービス」という。)は、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes>に掲載され、参照により本契約に組み込まれます。
6. **XaaS提供物に適用される条項**
- 6.1 **エンタイトルメント** MOM提供物に含まれるクラウドサービスは、(i) 輸出規制の遵守に関する本契約上のお客様の義務を条件として、当該クラウドサービスについてオーダーに記載された正規ユーザー数を上限として全世界で使用することができ、(ii) 当該MOM提供物に含まれるMOMソフトウェアと組み合わせて使用する必要があります。権限を有する代理人は、このクラウドサービスの目的において、適宜、お客様の敷地外からクラウドサービスにアクセスして使用できます。クラウドサービスにおいて、お客様がゲスト(以下「guest」という。)として追加のユーザーにアクセス権を提供できる場合、お客様の従業員、お客様、クライアント、サプライヤー、コンサルタント、代理人、請負業者又はビジネスパートナーとして、お客様の社内業務を支援する目的で、そのゲストユーザーのアクセス権を、クラウドサービスにアクセスする必要がある個人に提供することができます。ゲストユーザーは、本契約で規定されている正規ユーザーとみなされますが、当該サブスクリプションのオーダーに記載されている正規ユーザーの上限数のカウント対象にはなりません。いずれの場合も、各ユーザーは、ユーザー名で識別できる特定の正規

ユーザーでなければなりません。お客様は、クラウドサービスにアクセスして使用するための権利を、暦月に1回、同じエンタイトルメントのカテゴリ内の特定の正規ユーザーから別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。お客様によるクラウドサービスの使用には、追加の制限が適用される場合があります。この制限は、クラウドサービスの設定によって技術的に適用される場合があります。

- 6.2 **サポート及びSLA** SISWが提供するクラウドサービスの技術サポート及び適用されるサービスレベルは、<https://www.siemens.com/sw-terms/sla>に掲載されているクラウドサポート及びサービスレベルのフレームワークによって管理されます。このフレームワークは参照することによって本契約に組み込まれます。技術サポート及びサービスレベルは、保守サービスの対象から除外されたソフトウェアと組み合わせて使用されるクラウドサービスには適用されません。